

(平成21年11月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	48 件
国民年金関係	26 件
厚生年金関係	22 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	44 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	24 件

第1 委員会の結論

申立の昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月まで

私は、昭和 50 年ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行った。会社を退職した際、脱退手当金を受け取ったが、昭和 36 年 4 月までさかのぼって国民年金保険料を納付することができるとのことであったので、その時、まとめて区役所で納付した。保険料を納付すると領収書の代わりにオレンジ色の手帳を渡された。まとめて納付したはずの 36 年 4 月以降の記録が、年金を受給する際に消されてしまったので、申立期間の保険料の納付を認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年ごろ、区役所で国民年金の手続を行った際に、過去の未納期間をすべて納付できると聴き、その場でまとめて納付し、オレンジ色の年金手帳を渡されたと述べているところ、申立人の国民年金手帳の記号番号は、50 年 6 月に払い出されており、このころ加入手続を行ったと考えられるとともに、この時期は、第 2 回目の特例納付が行われていた期間で、申立人が納付したという区役所では、当時、窓口において、特例納付の納付書を取り扱っていたことが確認できることから、加入手続時において、特例納付により、過去の未納期間を一括して納付したという申立人の主張には不自然さはみられない。

また、申立人が所持する領収書から、申立人は、昭和 45 年 4 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料を第 2 回特例納付により納付していることが確認でき、申立人のオンライン記録においても「特殊記録有」とされているにもかかわらず、本来、保存されているはずの特殊台帳が保存されておら

ず、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 44 年 4 月までの期間については、脱退手当金支給済みの厚生年金保険の被保険者期間であった期間であるが、平成 14 年 7 月に記録整備されるまでは、国民年金の強制被保険者として管理されていたことを踏まえると、申立人が主張するとおり、申立人は申立期間の保険料を加入時において第 2 回特例納付により納付していたことと考えるのが合理的である。

一方、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 44 年 4 月までの期間は、脱退手当金支給済みであるが、事実上の厚生年金保険の被保険者であった期間であり、この期間は、国民年金の被保険者とならないのは明かであるが、本来保存されているべき特殊台帳が保存されていないなど、記録管理の不備により、申立人に対する国の債権債務が適正に管理できない状況となっている可能性があるとともに、当該期間を国民年金の被保険者として適用していた事実があり、しかも、その状態は約 27 年間という長期間にわたっていたこと、加えて、当該期間は脱退手当金が支給済みであり、年金額の計算の基礎とはならないことなどの状況を考慮すると、当該期間が被保険者となり得ない期間であることのみを理由に、被保険者期間として認めず、納付済期間としないのは長年にわたり、形成されていた行政との関係において、申立人にとって極めて不利益であり、信義則に反するものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私の母親は、学生の国民年金への加入が義務付けられたので、私が大学在学中に、市役所の支所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、母親は、私が就職するまでの間、市役所の支所又は郵便局で、私の国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その母親自身は、国民年金に任意加入後、付加保険料も納付するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人の母親は、申立人が就職するまでの間、申立人の国民年金加入期間の保険料はすべて納付していたと述べているところ、申立期間は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、保険料が納付可能な期間である上、申立人の保険料の納付記録によると、申立人が大学を卒業した平成7年3月までの間、申立期間を除きすべて納付済みとされていることなどを踏まえると、納付意欲の高かったその母親が、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立人の国民年金保険料を提供していたとする申立人の父親の厚生年金保険における標準報酬月額、申立期間当時、上位の等級であったことから、申立期間の保険料を納付するだけの資力は、十分あったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月

私は、20歳の時は学生だったが、市役所から頻繁に保険料を納付するように催促があり、母親が、その時点で未納になっていた期間の保険料をまとめて納付した。その後は、私が会社に就職するまで、毎月、母親が郵送されてきた納付書を持って、金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ1か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母親が金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人の母親が保険料を納付していたとする金融機関は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できるとともに、申立人の母親が保険料を納付していたとする保険料額は申立期間当時の保険料額とおおむね一致していることから申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の母親は、「娘（申立人）が就職するまでの保険料は、私が金融機関で未納がないように納付していた。」旨証言している。

加えて、申立人の記録では、申立期間前の平成8年4月から9年2月までの期間の国民年金保険料について、現年度納付されていることが確認でき、申立人の保険料を未納がないように納付していたとする申立期間の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 5 月の結婚を契機に、区役所の出張所で、夫と一緒に国民年金の加入手続を行った。その後、私が、私と夫の二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきており、途中、私が厚生年金保険に加入している期間の夫の保険料も、私が納付してきた。昭和 59 年 4 月に会社を退職した際には、私が、区役所で、国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、私が区役所又は金融機関へ行き、私と夫の二人分の保険料を一緒に納付書で納付していたはずである。申立期間について、一緒に保険料を納付していた夫は納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、申立人が、区役所又は金融機関で夫婦二人分を一緒に納付していたはずであると主張しているところ、申立期間の申立人の夫の保険料は、納付済みである上、申立人の夫は、「申立期間当時、妻は、私と妻の二人分の保険料を一緒に納付していたと思う。」と証言している。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、一緒に納付したとする申立人の夫の保険料は、国民年金の加入手続を行った昭和 52 年度以降すべて納付済みとされていることから、申立人の保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月から46年9月までの期間、47年1月から同年3月までの期間及び47年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年5月から46年9月まで
② 昭和47年1月から同年3月まで
③ 昭和47年10月から49年3月まで

私は、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った際、窓口の職員から「夫婦共に過去の未納分があります。」と言われたので、後日、私又は私の夫が納付書によりさかのぼって納付することが可能な申立期間①の夫婦二人分の保険料を金融機関で納付した。

申立期間②及び③については、私又は私の夫が納付書が送付されれば必ず区役所の支所で国民年金保険料を納付しており、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金の加入手続を行った後で、さかのぼれるだけの夫婦二人分の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年9月に払い出されていることが確認できることから、その時点で、申立期間のうち43年7月から46年9月までの期間の国民年金保険料を納付することは可能であり、申立人の分と一緒に納付したとする申立人の夫の保険料は、申立期間①のうち43年7月から46年9月までの期間が納付済みになっていることから、当該期間について申立人の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする区役所では、当時、過年度分の国民年金保険料の納付書を発行していたことが確認できる上、金融機関で納付することが可能であったことから、申立人の主張に不自然さはない。

2 申立期間②は、3か月と短期間である。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間②が未納とされているのは不自然である。

さらに、国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫については、申立期間②の保険料は納付済みとなっている。

3 申立期間③は、18か月と比較的短期間である。

また、申立期間③について、申立人が当時居住していた区においては、既に国民年金保険料の納付書制度が開始されており、区役所の支所や金融機関で保険料を納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理的な点は認められない。

さらに、申立期間③の国民年金の保険料月額については、申立期間直後の納付済みとなっている昭和49年4月以降の保険料月額より安価であることから、申立人が当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立期間③後に国民年金の未納はなく、厚生年金保険から国民年金への切替手続や、国民年金被保険者の種別変更手続も適切に行われていることが確認できることから、申立人は保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

4 一方、申立期間①のうち昭和43年5月及び6月については、申立人の国民年金手帳記号番号が45年9月に払い出されていることが確認できることから、その時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間①のうち、昭和43年5月及び6月については、国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も同期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立人が申立期間①のうち、昭和43年5月及び6月の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかにこの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月から46年9月までの期間、47年1月から同年3月までの期間及び47年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月から 61 年 3 月まで

夫が会社を退職した昭和 57 年に、夫が市役所で私と夫の夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が、納付書により夫婦二人分の保険料を一緒に郵便局で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、郵便局で納付していたと主張しているところ、申立人が保険料を納付していたとする郵便局は当時実在し、保険料の収納事務を行っていたことが確認できるとともに、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の保険料の納付日が確認できる昭和 61 年 4 月以降の記録では、申立人及びその夫の保険料は同一日に納付されていることが確認できるとともに、その夫の申立期間の保険料は納付済みとされていることから、申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の夫は、「私が会社を退職した直後に、妻（申立人）と私の国民年金の加入手続を市役所で行い、その後の国民年金保険料については妻が夫婦二人分を一緒に郵便局で納付していた。」旨証言している。

加えて、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、保険料を前納もしている期間も見られるな

ど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 3 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月から同年 12 月まで

私が 20 歳になった時、母親が国民年金の加入手続きを行ってくれた。

申立期間の国民年金保険料については、私が納付書により納付している上、昭和 49 年 3 月を除いて領収書も所持している。

しかし、社会保険事務所では、昭和 49 年 3 月で国民年金の資格を喪失したとして、未加入となる申立期間の保険料を還付するので、請求手続きを行うように言われた。当時には何の説明もなく、今さら還付されることに納得がいかないので、納付済みとしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ、10 か月と短期間である上、申立人は、申立期間のうち昭和 49 年 4 月から同年 12 月分までの国民年金保険料の領収書を所持している上、社会保険事務所の特殊台帳においても申立期間の同年 3 月から同年 12 月までの保険料が納付済みとされている記録が認められることから、申立期間の保険料を納付したことは明らかである。

また、申立人の夫は、昭和 49 年 3 月に厚生年金保険に加入している記録が認められるものの、申立人は、同期間に資格喪失手続きを行った記憶もない上、A 市が発行した上記国民年金保険料納入通知書兼領収書の領収印によると、申立人は納期限どおりに保険料を期別納付しており、社会保険事務所でも申立期間の保険料を収納していることから、同年 3 月に申立人が国民年金の資格喪失の手続きを行ったとは考え難く、申立人は申立期間について、引き続き国民年金に加入していたものとするのが自然である。

さらに、申立人の特殊台帳では、昭和 49 年 3 月 6 日に国民年金の資格喪失

をした記載がある一方で、資格喪失日以降も保険料を収納した記載が認められ、特殊台帳上に記録の齟齬^{そご}が確認できることから、国民年金被保険者資格が継続していたものと考えられ、かつ、被保険者資格を喪失したのは50年1月と考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間において国民年金に加入し保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年12月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から50年10月まで
② 平成3年12月から4年3月まで

私は、昭和48年10月に出産のため会社を退職した。その直後、区役所で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①が未加入とされていることに納得がいかない。

また、平成4年9月に現在勤務している会社に就職した後に、郵送されてきた納付書で国民年金保険料をさかのぼって納付したにもかかわらず、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、平成4年9月に現在勤務している会社に就職した後に、郵送されてきた納付書で国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録によると、納付書が同年10月に発行されたことが確認できる。

また、申立期間②は、納付書が発行された平成4年10月の時点では、過年度納付により国民年金保険料を納付することが可能な期間であり、その直後の同年4月から同年8月までの保険料は納付済みとされていることを考え併せると、申立人が、4か月と短期間である申立期間②の保険料を納付していたとしても特段不合理な点はみられない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和48年10月に国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、50年11月に払い出されていることが確

認でき、申立人の所持する国民年金手帳でも 50 年 11 月に任意加入したととされていることから、申立人はこの時期に国民年金に任意加入したと考えるのが合理的であり、そうすると、申立期間①は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間①から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 3 年 12 月から 4 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

私は、昭和50年2月ごろ、私の夫に勧められて、区役所の窓口で国民年金の任意加入手続を行った。その後、定期的に金融機関で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である上、国民年金に任意加入中である。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は、納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及びその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金に任意加入後、申立期間を除き保険料を完納している上、国民年金被保険者の種別変更手続も適切に行っているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から47年10月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで

私は、父親に勧められて昭和45年1月に国民年金の任意加入を行った。その後、同年10月に共済年金に加入し、46年7月に脱退した後、同年8月に転居した。国民年金の再加入を行った時期ははっきりと憶えていないが、申立期間①の国民年金保険料については、金融機関で納付したはずであり、その後は、54年6月に再び転居するまで納付書又は夫名義の金融機関口座から引き落としにより保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②が未加入又は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立期間②前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金に任意加入しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和46年8月に転居した後に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続きの時期や申立期間①の保険料の納付時

期、納付金額等の記憶が不明確であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の所持する国民年金手帳では、昭和 45 年 10 月 1 日に資格を喪失した後、47 年 11 月に再び資格を取得していることが確認できることから、申立期間①は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、源泉徴収票等)が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年9月まで

私は、昭和52年8月に金融機関で納付書により申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したが、今回、社会保険事務所から時効後の納付であったため未納となっているとの回答があった。

しかしながら、私は、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した際の領収証書を所持しており、当該保険料について還付金を受け取った記憶もなく、他の未納期間に充当されてもいないので、時効のため未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の領収証書を所持しており、申立人が申立期間の保険料を納付した事実が確認できる。

また、申立人が所持する領収書から、申立期間の保険料を昭和52年8月9日に納付したことが確認でき、申立期間は本来時効により納付できず還付の手続を行うべきところ、これが還付又は充当された事実は認められないことから、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、時効であることを理由として申立期間の保険料の納付を認めないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年2月から62年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年2月から62年12月まで
② 昭和63年4月から平成3年9月まで

申立期間①について、私は、会社を退職したので、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。

申立期間②の国民年金保険料については、区役所の担当者から、「十分払っているから払わなくてもよい。」と言われたことを憶えている。

申立期間の保険料は確かに納付していたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、会社を退職後に区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳の記載から昭和58年ごろに厚生年金保険から国民年金の切替手続を行ったことが推認でき、当該期間の保険料を納付することは可能であったものと考えられる。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたとする区役所では、当時保険料を収納していたことが確認できることから、申立人の主張に不自然さはない。

さらに、申立人は、昭和63年ごろ、区役所の担当者から「十分払っているから払わなくてよい。」と言われたことを鮮明に記憶しており、この発言は、その時点で申立人が年金受給権を満たしていることを述べたものと推認できるところ、申立期間①の国民年金保険料が未納であった場合、年金受給権を取得できないことから、当該期間の保険料は納付済みであった

と考えても不自然ではない。

2 一方、申立期間②については、申立人が区役所の担当者から、「十分払っているから払わなくて良い。」と言われたことは、単にその時点での申立人の年金受給権に関しての発言と推認できることから、当該発言をもって、その後の国民年金保険料が納付されたとするのは不自然である。

また、申立人は、区役所の担当者の発言を受けて、「申立期間②の国民年金保険料を納付しなかったと思う。」と述べている。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 2 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和 48 年 5 月及び同年 8 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 5 月
② 昭和 48 年 8 月から同年 12 月まで
③ 昭和 57 年 6 月から 61 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、私の母親が昭和 41 年 9 月に行ってくれた。結婚するまでの国民年金保険料についても母親が納付してくれていた。結婚してからの保険料については、私が農協の通帳から納付したり、現金で納付したりしてきた。国民年金の加入を途中でやめた憶えはなく、申立期間③が未加入とされていることに納得がいかない。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料が還付されたこととされているが、還付された憶えがなく、保険料が還付済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立期間③の前後を通じて申立人の住所やその夫の仕事に変更はなく、当時の申立人の夫の標準報酬月額は高額で推移していたことが確認できることから、申立人が任意加入の資格を喪失させる理由が見当たらない上、申立人の夫も申立人が国民年金の資格を途中で喪失したと聞いたことはない旨証言している。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回適切に行っている上、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をす

べて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

- 2 一方、申立期間①及び②について、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を還付された憶えがないと主張しているが、申立人は、昭和 48 年 5 月から同年 12 月までの期間は、厚生年金保険の被保険者であることから、申立期間①及び②の保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、申立人の特殊台帳及び申立人が申立期間①当時居住していた市役所が保管する国民年金被保険者名簿には、申立期間①の国民年金保険料は還付された旨の記載があり、その記載内容に不合理な点はなく、申立期間①の保険料については、適切に還付の事務手続が行われていたことがうかがえる。

さらに、申立期間②の国民年金保険料は、平成 11 年 3 月に申立人自身が郵便局で受領していることが、当該郵便局が保管する「国庫金送金通知書」により確認でき、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

また、申立期間のうち、昭和 48 年 5 月及び同年 8 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から42年3月まで
② 昭和42年10月から43年3月まで

私は、市から国民年金のお知らせ文が届いたので、身重であった私の妻に代わって夫婦二人分の加入手続を行った。

申立期間①の保険料については、自宅に来た封書に分割払いできるように連なった用紙が入っており、場所は不明だが妻がそれを持参し、保険料の不足分をさかのぼって納付していた気がする。

申立期間②の保険料については、私か妻かは不明だが、自宅で、集金人に月300円から400円の保険料を納付していた。私と妻は一緒に保険料を納付しているので、妻だけ納付したとは思えず、申立期間が未納になっていることに納得がいかない。

(注) 申立は、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、6か月間と短期間である上、その前後を通じて申立人の住所や職業に変更はなく、生活上の変化がないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立人の妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の妻の国民年金保険料は納付済みとされていることから、申立人のみ保険料が未納とされていることは不自然である。

2 一方、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年10月に職権で払い出

されていることが確認できることから、その時点では、申立人が 60 歳まで国民年金保険料を完納したとしても、年金受給資格を得るのに必要な 23 年の加入年数を満たすことができない状況であり、特殊台帳において昭和 40 年度及び 41 年度の保険料の納付書が発行されたことがうかがえる。しかし、特殊台帳の申立期間に係る欄には、時効消滅と記載され、これに対する保険料の納付があったことをうかがわせる形跡は見当たらず、このため第 3 回特例納付実施期間中の昭和 55 年 6 月になって、申立期間①直前の 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間の国民年金保険料を特例納付したものと考えるのが自然である。

また、申立人は、この特例納付の結果、60 歳まで保険料を完納すれば年金受給資格を得られるようになったことから、さらに申立期間①の保険料まで特例納付したと推認することは困難である。

さらに、申立人の妻は、国民年金の職権加入後 60 歳まで保険料を完納すれば年金受給資格を得ることができることから、申立人のように特例納付を行う必要がない上、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしている申立人の妻の保険料は、申立期間①について未納となっている。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 10 月から 43 年 3 月までの期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月に父親から国民年金の制度ができたことを聞き、国民年金保険料は 100 円だから納付しておくようにと言われたことがきっかけで国民年金に加入することとした。加入手続とその後の保険料の納付については自分自身で市役所支所で行った。当時は木造の古い庁舎だったことを記憶している。37 年 12 月に結婚し、その後は妻の分の保険料の納付も私が一緒に行った。結婚後の妻の保険料は納付済みとなっているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 42 年 3 月までの期間について、申立人は 37 年 12 月に結婚し、その後は夫婦の国民年金保険料を申立人が納付したと主張しているところ、38 年 4 月以降、申立人の妻が納付済みになっていることが確認できることから、申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された日は特定できないが、50 番前の番号の被保険者の加入状況等から、申立人は昭和 40 年 3 月の時点には国民年金に加入できたと考えることができ、その時点で国民年金に加入していた妻の保険料の納付が始まっていた 38 年 4 月に一致させるようにさかのぼって保険料を納付したと考えても不合理ではない。

2 一方、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間について、申立人が結婚した 37 年 12 月当時、既に国民年金に加入していた申立

人の妻は国民年金保険料を免除されており、その保険料の納付が再開されたのは 38 年 4 月からであることが確認できる。申立人には、その妻が 38 年 3 月まで保険料を免除されていたことの記憶がなく、結婚後は妻の保険料も一緒に納付したとする申立内容と必ずしも一致していない。

さらに、申立人は、申立期間を含め、これまで転居したことはなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 6 月から同年 7 月までの期間、55 年 10 月及び 56 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 6 月から同年 7 月まで
② 昭和 55 年 10 月
③ 昭和 56 年 1 月

私は、昭和 43 年 7 月に会社を退職した際に、国民年金の加入手続を市の支所で行った。

申立期間の国民年金保険料については、私又は私の妻が女性の集金人に 1 か月分又は 2 か月分ずつ納付した。納付書にて金融機関で納付したこともあるかもしれない。

私は、会社を退職した際には、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を未納にしたことはないので、申立期間が未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、いずれも 1 か月又は 2 か月と短期間である上、申立人は、納付済みの国民年金保険料については、すべて現年度納付しているとともに、申立期間以外に未納はないことから、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

また、国民年金保険料については、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする昭和 43 年 7 月当初より納付済みとなっていることから、申立期間当時、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行いながら、切替手続を行った当月から未納になっているとは考え難い。

さらに、申立人及びその妻が証言している申立期間当時の集金人等についての記憶は具体的かつ鮮明であり、申立人が居住していた区における制度と

も一致していることが確認でき、申立内容に特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 54 年 6 月から同年 7 月までの期間、55 年 10 月及び 56 年 1 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2901

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 42 年 3 月まで

私は、20 歳になったころ、当時住み込みで働いていた店に集金に来ていた女性に勧められて国民年金に加入した。

国民年金保険料については、年に 1 回まとめてその集金人に渡していた。

きちんと納付したはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「店に来ていた集金人に、保険料を渡していた。」と主張しているところ、申立期間当時、申立人の夫も申立人と同じ店に住み込みで働いていた同僚であり、この夫の申立期間の保険料が納付済みとなっていることが確認できるとともに、申立人の元同僚も集金人について申立人と同様に証言していることから、申立内容に不自然な点は見当たらず、申立人が主張するとおり、申立期間当初に加入手続が行われた可能性があると考えられる。

また、申立人が現在所持している国民年金手帳には、国民年金の資格取得日として申立人が 17 歳であった昭和 36 年 4 月の記載がなされていること、申立人の元同僚については 2 年の時効を超えて 4 年分の保険料が過年度納付されていることなど行政側の事務処理の誤りが認められる。

さらに、申立人は、申立期間以外の保険料に未納がないことから、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2902

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から同年 11 月まで

私は、20 歳になったころに国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、自分で納付書で納付していた。その後、昭和 46 年 10 月に結婚し、転居してからは、私が夫婦二人分の保険料を一緒に金融機関等で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 8 か月と短期間である。

また、申立人の国民年金保険料の納付記録について、申立期間と近接する昭和 46 年 12 月から 47 年 3 月までの期間の保険料は、当初未納とされたものが、平成 20 年 5 月に記録訂正により納付済みとされたことが確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間後 30 年近くに渡り国民年金保険料を納付している上、保険料を前納している期間もみられるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月

私は、母親に勧められて昭和 50 年 1 月に市役所で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を 58 年 3 月まで継続して納付していた。申立期間の保険料については、57 年 4 月 30 日に納付書により金融機関で 57 年 4 月から 58 年 3 月までの分を前納した。その後、58 年 3 月に夫の仕事の関係で渡航した。

平成 21 年 7 月に、昭和 58 年 3 月分の国民年金保険料が未加入期間のため納付できないとして還付されたが、今になって還付すると言われても納付できないので、納付扱いにしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 1 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和 57 年 4 月 30 日に納付書により金融機関で 57 年 4 月から 58 年 3 月までの分を前納し、その後、58 年 3 月に夫の仕事の関係で渡航したと主張しているところ、申立人は、57 年 4 月から 58 年 3 月までの分の保険料を金融機関で前納した際の領収証を所有しており、申立人が申立期間の保険料を納付したことは明らかであることから、申立人が 58 年 3 月に渡航し、申立期間が国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間であるとして、申立期間の保険料の還付決議が平成 19 年 6 月 14 日にされ、21 年 7 月 10 日に申立人の金融機関口座に保険料が送金されていることを理由に、申立期間の保険料の納付を認めないとするのは信義則に反するものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和 58 年 3 月に

渡航した時も、61年3月に帰国し、翌月第3号被保険者の手続をした時も行政から説明はなかったとしており、申立人が申立期間の保険料を納付してから既に20年以上経過していることなどを踏まえると、申立人の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2904

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 2 月か 3 月ごろに、夫の勧めもあり市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その際に、通常 2 年前までさかのぼって国民年金保険料を納付できるところ、特別に 2 年を超えて保険料を納付できると説明を受けたので、夫婦二人共に 10 年分ぐらいの保険料を一括納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った際に、夫婦二人共に 10 年分ぐらいの国民年金保険料を一括納付したと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳では、資格取得日が昭和 41 年 4 月 1 日と記載されていることから、申立期間は強制加入期間であり、特例納付により保険料を納付することは可能であったとともに、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間について実際に特例納付及び過年度納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の夫は、「母親から、住宅購入祝いとして 25 万円もらったので、夫婦で国民年金に加入しよう話し合い、後日、妻から夫婦二人分の保険料を 10 年分ぐらいさかのぼって納付してきたと聞いた。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、種別変更手続を適切に行っているなど、保険料の納付意欲は高かったものと

認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2905

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 50 年 3 月まで

昭和 51 年 2 月か 3 月ごろに、私の妻が市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その際に、妻は通常 2 年前までさかのぼって国民年金保険料を納付できるところ、特別に 2 年を超えて保険料を納付できると説明を受けたので、夫婦二人共に 10 年分ぐらいの保険料を一括納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った際に、夫婦二人共に 10 年分ぐらいの国民年金保険料を一括納付したと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳では、資格取得日が昭和 41 年 4 月 1 日と記載されていることから、申立期間は強制加入期間であり、特例納付により保険料を納付することは可能であったとともに、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間について実際に特例納付及び過年度納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の妻は、「夫の母親から、住宅購入祝いとして 25 万円もらったので、夫婦で国民年金に加入しようと話し合い、後日、私が夫婦二人分の保険料を 10 年分ぐらいさかのぼって納付した。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、種別変更手続を適切に行っているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から同年6月までの期間及び46年9月から48年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から同年6月まで
② 昭和46年9月から48年1月まで

私は、昭和45年2月に会社を退職する際、社会保険関係事務を担当していた社員から国民年金に加入するよう言われたため、区役所の支所で加入手続を行った。国民年金保険料については、私か私の母親が私と私の母親の二人分を一緒に、同支所か金融機関で納付書により納付していた。両親からは会社を辞めたときは必ず国民年金の加入手続を行うように厳しく言われていたことから、必ず保険料を納付していたはずであり、申立期間①が未加入及び未納とされていること、及び申立期間②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、合わせて22か月と比較的短期間である。

また、申立人は、区役所の支所で国民年金の加入手続を行い、同支所か金融機関で納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入動機は明確であるとともに、加入当初に受け取ったとする国民年金手帳について記憶している表紙の色は、申立期間当時に発行されていたものと合致している上、申立期間①及び②当時、同支所では、国民年金の加入手続及び納付書による保険料の納付が可能であったことが確認できることから、申立内容には信憑性が認められる。

さらに、申立人は申立期間②直前の昭和46年8月に会社を辞めた際も国民年金への切替手続を行ったとしているところ、当事務室の調査により、昭和46年1月から同年8月までの期間については、共済年金の加入期間であるこ

とが確認できたことから、その主張に不自然さは認められない。

加えて、申立期間①及び②について、申立人と同居し保険料を一緒に納付していたとする申立人の母親の保険料は納付済みとなっていることから、申立人のみ保険料が納付されていなかったとするのは不自然である。

その上、申立期間①のうち、昭和45年2月及び同年6月については、申立人は、本来、国民年金の強制加入期間であるが、社会保険庁の記録によると未加入期間とされていることから、当時における行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 4 月までの期間及び平成元年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月から 50 年 4 月まで
② 平成元年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 49 年 4 月に結婚を機に会社を退社した際、母親に勧められて区役所の出張所で国民年金の加入手続きを行った。国民年金保険料については、未納がないように納付書により金融機関で納付していたはずであり、申立期間①が未加入とされていること、及び申立期間②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①は、13 か月と比較的短期間である。

また、申立人は、昭和 49 年 4 月に結婚したのを機に申立人の母親から勧められて国民年金の任意加入手続きを行ったと主張しているところ、社会保険庁の記録によると申立人は 50 年 5 月 21 日に国民年金に任意加入している記載が見られるものの、国民年金の加入動機が明確である上、申立人は妊娠前の時期に自転車に乗って区役所の出張所へ行き国民年金の加入手続きを行ったことを具体的かつ鮮明に記憶しているとともに、特に第 1 子の妊娠中は注意を払って生活していたので、自転車には乗らないようにしていたと主張しており、第 1 子の出産年月からみてその時期が確認できることから、申立人が主張するとおり任意加入手続きを行ったものと推認できる。

さらに、申立人の夫は、「妻の妊娠中は、妻の体や生まれてくる子供のことを考えて、絶対に自転車に乗せるようなことはしなかった。」旨証言している。

加えて、申立人に国民年金の加入を勧めたとする申立人の母親は、国民

年金創設当初から国民年金に加入し、60歳到達時点まですべて国民年金保険料を納付している。

その上、申立人は、申立期間①後の国民年金の任意加入期間については、国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 申立期間②は、3か月と短期間である。

また、申立期間②の国民年金保険料月額については、申立期間②直後の納付済みとなっている平成元年4月以降の保険料月額よりも安価であることから、申立人が当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間②について、申立人が納付したとする金額は当時の保険料月額におおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和49年4月から50年4月までの期間及び平成元年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 1 月から 44 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から 44 年 1 月まで

私は、昭和 38 年 5 月ごろ、自宅を訪ねてきた国民年金の集金人に加入を勧められたことから、その場で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、集金人に夫婦二人分を一緒に納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間のうち昭和 43 年 1 月から 44 年 1 月までの期間について、未加入期間とされているが、本来は国民年金の強制加入期間であることから、国民年金保険料を納付することが可能な期間であり、申立期間当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

また、申立人の分と一緒に国民年金加入手続や国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の夫は、昭和 43 年 1 月までさかのぼって国民年金の保険料を納付していることが確認できることから、申立人のみ申立期間のうち 43 年 1 月から 44 年 1 月までの保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間のうち昭和 43 年 1 月から 44 年 1 月までの期間について、申立人の国民年金手帳は 44 年 4 月に夫婦連番で発行されていることが確認できることから、国民年金保険料を納付することが可能であった。

2 一方、申立人は、昭和 38 年 5 月ごろ国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳は、44 年 4 月に発行されていることが

確認でき、その時点では、申立期間のうち 38 年 5 月から 42 年 12 月までの期間は合算対象期間（未加入期間）であり、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、申立期間当初から同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間のうち、昭和 38 年 5 月から 42 年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 1 月から 44 年 1 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 5 月に海外へ転居した。海外へ出国する時は国民年金の被保険者資格の喪失届を提出しなかったが、帰国後、国民年金の任意加入手続を行った際に国内在住中で結婚前の 48 年 7 月までさかのぼって資格が喪失されてしまった。

私は、国内に在住している期間の国民年金保険料はすべて納付している上、申立期間の領収書をすべて所持している。また、請求した覚えがないのに、申立期間のうち、大半の期間の保険料が還付された。

私は、申立期間について、国民年金保険料の納付済期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の領収書をすべて所持しており、申立期間の保険料を納付したのは明らかである。

また、申立人が海外から帰国後、国民年金の任意加入手続を行った際に、本来、さかのぼって昭和 49 年 5 月からの海外在住期間の国民年金被保険者資格が喪失されるどころ、国内に在住しており、かつ、出国前に明らかに保険料が納付済みとなっている申立期間まで資格が喪失されているが、申立期間の始期である 48 年 7 月に資格喪失となる理由が見当たらず、その当時の行政側の事務処理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立期間は、さかのぼって未加入期間とされてしまったことから、結果として、誤ってその大半の国民年金保険料が、申立人に対して還付されているが、途中の昭和 49 年 2 月のみが、申立人の特殊台帳に保険料納付の

記録漏れがあったことから、保険料が還付されていないなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から2年3月までの期間、同年9月から同年11月までの期間及び4年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年5月から2年3月まで
② 平成2年9月から同年11月まで
③ 平成4年4月

私は、申立期間①から③当時、銀行で納付書により国民年金保険料を納付していた。事業を始めたころから、会計士に保険料は続けて納付するよう言われており、領収書も確定申告のため、会計士に渡していた。私は、申立期間①から③までの保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業を始めた昭和57年ごろから、ずっと国民年金保険料を納付し続けていたと主張しているところ、申立人は、会計士から続けて保険料を納付するよう言われたことや、確定申告のために、会計士に領収書を渡していたことなど、申立期間当時の保険料納付の状況について、具体的かつ鮮明に記憶している。

また、申立期間①から③までは、いずれも短期間であり、各期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされている。

さらに、申立人は、昭和55年9月以降、申立期間①から③までを除き保険料を完納している上、保険料を前納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和20年12月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を110円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月1日から20年12月15日まで
社会保険庁の記録では、A社において、昭和19年8月1日が資格喪失日となっているが、20年12月15日のはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の発行した在籍証明書及び同社が保管する「厚生年金記録台帳」から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和19年7月の社会保険事務所の記録から、110円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成16年2月1日に訂正し、標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月31日から16年2月1日まで
平成15年12月31日から16年2月1日までの厚生年金保険加入期間について照会したところ、当該期間については、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答が社会保険事務所からあった。

しかし、私はB市に転居するまでの平成16年1月31日まで、A社に勤務していた。給与明細書と退職の際にいただいた平成16年分給与所得の源泉徴収票を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人から提出された平成16年分給与所得の源泉徴収票から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記の源泉徴収票から、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、平成16年分給与所得の源泉徴収票の記載から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、勤務形態変更のため資格を喪失させ、保険料は納付していないとしており、事業主が平成15年12月31日を資格喪失日として届け、そ

の結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 15 年 12 月及び 16 年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年11月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月21日から同年11月29日まで
社会保険庁の記録によると、昭和37年10月21日にA社B支店で厚生年金保険の資格喪失、同年11月29日に同社C支店で資格取得となっており、被保険者期間が1か月間欠落しているが、私は、30年から平成7年まで、一貫して同社に勤務しており、途中で辞めたことは無いので、空白が生じるはずが無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和37年11月29日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和37年9月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成8年12月1日から11年5月1日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた平成8年12月から11年4月までの期間の標準報酬月額が9万2,000円となっているが、申立期間当時の給与の振込金額は40万円以上の金額が振り込まれているので、それ以上の給与を支給されていたはずである。調査し、標準報酬月額の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていた。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、平成10年12月28日に、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、59万円から9万2,000円へ訂正されていることが確認できる。

また、A社の取締役であった者は、申立期間当時、社会保険料の滞納があったと思うと述べている上、経理を担当していた者は、「同社は社会保険料を滞納していた。滞納保険料の納付方法の相談のため社会保険事務所を訪問したところ、社会保険事務所の職員から標準報酬月額の訂正届を出すように言われ、それに従った。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成10年12月28日付けで行われた訂正処理は事実即ち申立人の主張とは考え難く、社会保険事務所が行った当該訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 50 年 6 月 6 日に、厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の A 社 B 工場における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月 6 日から同年 6 月 6 日まで

私は、昭和 49 年 10 月 21 日から 50 年 6 月 5 日まで A 社 B 工場に勤務していたが、社会保険庁の記録では同年 5 月 6 日から同年 6 月 5 日までの期間の厚生年金保険加入記録が欠落しているので、当該期間被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の労働者名簿及び雇用保険加入記録から、申立人が A 社 B 工場に継続して勤務(昭和 50 年 6 月 6 日に A 社 B 工場から同社 D 事業所に異動)していたことが認められる。

また、E 厚生年金基金(現在は、C 企業年金基金)が保管する申立人の厚生年金基金掛金情報によると、申立人が昭和 50 年 6 月 6 日に A 社 B 工場と同基金加入員資格を喪失し、同日に同社 D 事業所で同資格を取得したことが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、C 企業年金基金に照会したところ、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格取得及び喪失届は複写式の様式を使用しており、同基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所にも提出していた。」との回答があった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は申立人が昭和 50 年 6 月 6 日に申立人の A 社 B 工場における厚生

年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間における厚生年金基金の記録から、8万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成10年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10年4月は17万円、10年5月から同年7月までは30万円、10年8月は32万円、10年9月は28万円、10年10月は30万円、10年11月は28万円、10年12月は30万円、11年1月及び同年2月は32万円、11年3月は30万円、11年4月は32万円、11年5月は34万円、11年6月は30万円、11年7月から同年10月までは34万円、11年11月及び同年12月は36万円、12年1月は34万円、12年2月から同年5月までは36万円、12年6月は34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から12年7月1日まで
社会保険庁の記録では、厚生年金保険の被保険者記録が平成10年4月1日から12年7月1日まで無い。健康保険には10年4月1日から加入しているので、厚生年金保険にも同日から加入している。A社には今でも勤務しており、健康保険証、申立期間の給与明細書及び源泉徴収簿を所持しているため、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B健康保険組合の加入記録及び雇用保険被保険者記録から、申立人はA社に平成10年4月1日から勤務していたことが確認できる。

また、事業所の保管している申立人の平成10年及び11年の所得税源泉徴収簿及び申立人の所持している給与明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間当時事務処理を担当していた社会保険労務士は、資格

取得届は当初、平成10年8月17日付けで提出されていたが、必要書類が不足していたことから、社会保険事務所では届書は受理されておらず、その後、再提出されることのないまま12年8月21日付けで資格取得届（平成12年7月1日資格取得）の提出を行ったと証言している上、事業主は事務処理に誤りがあったことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人はA社に平成10年4月1日から勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する所得税源泉徴収簿及び給与明細書から、平成10年4月は17万円、10年5月から同年7月までは30万円、10年8月は32万円、10年9月は28万円、10年10月は30万円、10年11月は28万円、10年12月は30万円、11年1月及び同年2月は32万円、11年3月は30万円、11年4月は32万円、11年5月は34万円、11年6月は30万円、11年7月から同年10月までは34万円、11年11月及び同年12月は36万円、12年1月は34万円、12年2月から同年5月までは36万円、12年6月は34万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資格取得届について届出を誤っていたことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月1日から4年1月31日まで
社会保険庁の記録によると、A社に勤務した期間の標準報酬月額が、被保険者資格の喪失後に53万円から8万円に引き下げられているのはおかしいので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年1月31日の後の同年2月18日に、申立人を含む4名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額は53万円から、8万円へと訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、商業登記簿謄本から、申立人はA社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、申立人は「私は経理担当の取締役であったが、社会保険事務については、別の社員が行っていた。」旨を具体的に供述しており、その供述は信ぴょう性が認められることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から同年6月29日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた期間について、およそ退社2年後に、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より、厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられていることが分かった。このため、申立期間期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年1月から同年5月まで59万円と記録されていた。

しかし、A社が適用事業所に該当しなくなった日である平成9年12月31日の後の10年1月14日に、申立人を含む5人の標準報酬月額が遡及して引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、7年1月から同年5月までの期間、9万2,000円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所においてかかる訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、59万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年4月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月20日から同年9月1日まで

昭和38年4月21日付けの辞令により、B社が全額出資したA社に転勤したが、同年4月20日から同年9月1日までの期間が空白となっている。辞令や給与明細書等の資料はないが、転勤後の給与額は転勤前と同じであり、厚生年金保険料は同年4月から控除されていたので、厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社（C社及びA社の後継会社）の従業員詳細情報、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人がB社の関連会社に継続して勤務し（昭和38年4月20日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年3月の社会保険庁のオンライン記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、昭和38年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

しかし、社は法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務していたことが複数の同僚の証言により確認されたことから、当時の厚生年金保険

法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立期間の申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としているが、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年4月から同年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 42 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び 43 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を 42 年 8 月 1 日及び 43 年 7 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を 42 年 9 月 1 日及び 43 年 8 月 1 日に訂正し、42 年 8 月の標準報酬月額を 3 万 6,000 円、43 年 7 月の標準報酬月額を 3 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 12 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 39 年 8 月から 40 年 3 月まで
③ 昭和 40 年 12 月から 44 年 1 月まで

申立期間のうち、具体的な時期は分からないが、A 社で勤務していたと思う。しかし、社会保険庁の記録では、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、当該期間についても被保険者であることを認めてほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の同僚として記憶している者の被保険者記録及び申立期間の一部に係る給与明細書から判断すると、申立人は申立期間③に A 社に勤務していたことが認められる。

また、上記給与明細書のうち昭和 42 年 8 月のものと判断される給与明細書及び 43 年 7 月のものと判断される給与明細書には厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 42 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び 43 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、昭和 42 年 8 月及び 43 年 7 月の給与明細書記載の社会保険料控除額から、42 年 8 月の標準報酬月額は 3 万 6,000 円、43 年 7 月の標準報酬月額は 3 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和 42 年 8 月及び 43 年 7 月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 42 年 8 月及び 43 年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①及び②については、事業主は申立人の在籍について、資料が無いため不明としており、また、当該期間において A 社に勤務していた者の連絡先も判明しないことから、申立人の当該期間における同社における勤務実態を確認することができない。

また、申立人は、申立期間③のうち、昭和 43 年 4 月、同年 5 月、同年 8 月、同年 9 月、同年 10 月、同年 12 月及び 44 年 1 月の給与明細書を保管しているが、当該給与明細書から、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

さらに、申立期間③のうち、給与明細書が保管されていない期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

このほか、申立人に係る当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

A社B店の事業主は、申立人が昭和46年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を、C社D店の事業主は、申立人が同年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和46年1月は4万2,000円、46年8月から同年10月までは6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年1月31日から同年2月1日まで
② 昭和46年8月1日から同年11月1日まで

厚生年金保険加入記録を確認したところ2か所欠落期間があるが、私は、昭和45年4月2日にC社に入社してから現在まで変わりなく勤務している。会社も自分が継続して勤務していることを認めているので厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間に申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険事務所の記録では、申立人のA社B店における資格喪失日は昭和46年1月31日、C社D店における資格喪失日は同年8月1日となっている。

しかし、C社から提出された「厚生年金基金加入員資格喪失届（正本）」には、申立人のA社B店における資格喪失日は昭和46年2月1日、C社D店における資格喪失日は同年11月1日と記載されている。

また、C社に照会したところ、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格喪失届は厚生年金保険と厚生年金基金の複写式の様式を使用していた。」との回答があった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が、申立期間①については昭和 46 年 2 月 1 日に A 社 B 店における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を、申立期間②については同年 11 月 1 日に C 社 D 店の厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を、それぞれ社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、標準報酬月額については、C 社から提出のあった厚生年金基金加入員資格喪失届により、申立期間①については 4 万 2,000 円、申立期間②については 6 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年2月29日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間についての標準報酬月額が9万8,000円と記録されていることが分かった。

私は、20万円の給与をもらっていたはずであり、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、申立人が勤務していたA社が適用事業所に該当しなくなった日（平成4年3月31日）の翌日の同年4月1日に、さかのぼって9万8,000円に引き下げられているが、社会保険事務所においてこのようなさかのぼった訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、ただ一人の同僚の標準報酬月額についても申立人と同様に、当初、申立期間について、20万円と記録されていたところ、平成4年4月1日に、さかのぼって15万円に引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な訂正処理が行われたとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和31年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月1日から同年10月1日まで

ねんきん特別便で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社での資格喪失日が昭和31年7月1日になっていた。私は、高等学校の1年後輩である同社の専務の息子の紹介で、30年3月1日に同社に入社し、翌年、専務の息子が入社した月の9月末に退職したことを覚えている。

また、同じく高等学校の1年後輩の名前も覚えており、同氏と半年くらい寮で一緒にいたことを記憶しているので、同社を退職したのは、31年6月30日ではなく、同年9月30日のはずである。

このほか、当時、毎年、地域の秋祭りが、10月14日と15日に行われており、その直前までA社に勤務していたことを記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和30年3月1日から31年9月30日までA社で継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたとしているが、社会保険庁の記録では、同年7月1日に被保険者資格を喪失している。

しかし、申立人の高等学校の1年後輩の同僚は、「申立人とは寮で半年くらい一緒にいた覚えがあるので、申立人の退職日は昭和31年9月ごろである。」と証言している。

また、申立人と同じ年に入社した同僚も、「当時の日記に、申立期間の日付で、職場における申立人との出来事が記載されていることから、申立人の退職日は昭和 31 年 9 月ごろである。」と証言している。

さらに、申立人と同じ寮で生活していた同僚は、「申立人は退職するまで同じ業務に従事していた。」と証言している。

加えて、複数の同僚は、「私の A 社における被保険者期間は、退職日までとなっている。また、同社で在籍中に被保険者資格を喪失するような話は聞いたことが無い。」旨を証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、A 社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 31 年 6 月の社会保険事務所の記録から 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、昭和 60 年 * 月 * 日に破産終結しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和59年4月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月29日から同年5月1日まで

私は、昭和42年3月18日に入社後、グループ会社間を異動転勤したが、会社を辞めたことは無いにもかかわらず、59年4月29日付けで被保険者資格が喪失している。同年4月及び同年5月の給与明細書があり、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者資格を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社（A社の合併先会社）が提出した雇用証明書並びに申立人が提出した給与明細書、手帳及び日記により、申立人がB社の関連会社に継続して勤務し（昭和59年4月にC社からA社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の保持する給与明細書の支給額及び厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和33年8月23日から36年1月20日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を33年8月23日とし、当該期間の標準報酬月額を33年8月から34年9月までは5,000円、34年10月から35年12月までは1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年8月23日から36年1月20日まで
② 昭和36年12月1日から37年4月26日まで

私は、中学校を卒業した後、昭和33年8月にA社に入社し、36年11月に会社が倒産するまでずっと勤務していた。その後、同年12月からはB社に入社し、37年6月まで勤務した。

しかし、社会保険庁の記録では、両社とも勤務当初の期間が欠落しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚の証言、申立人が所持している写真及び申立人の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたものと認められる。

また、申立人が同じC部で勤務していたと記憶している同僚8名は、全員A社における厚生年金保険の加入記録が確認できる上、聴取できた同僚はすべて、同社での勤務期間と社会保険庁の記録は一致していると証言している。

さらに、同僚によると、A社においては試用期間は無かったと証言している上に、同僚の被保険者記録をみても、同社の資格取得日が前の会社の資格喪失日と同日になっていることから、同社では試用期間は無く、

入社時から厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は昭和 33 年 8 月 23 日から 36 年 1 月 20 日までの期間において、A 社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の同僚の標準報酬月額から、33 年 8 月から 34 年 9 月までは 5,000 円、34 年 10 月から 35 年 12 月までは 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は昭和 49 年 10 月に解散しており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため不明であるが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、2 度にわたり被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間のうち 33 年 8 月から 35 年 12 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれらの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、申立人は、昭和 36 年 12 月 1 日に B 社に入社し、37 年 6 月 31 日に退社したと主張しているが、複数の同僚に確認しても申立人が当該期間において、同社に勤務していたことが確認できない上、当時の同社の事業主は既に亡くなっており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての証言を得ることができない。

また、B 社には、昭和 37 年 4 月に入社した社員は 8 名おり、資格取得日はいずれも同年 4 月 26 日又は 27 日となっているところ、そのうち 4 名は同年 4 月 1 日に入社したと述べている上、1 名の同僚は、「私は、社会保険庁の記録どおり 37 年 4 月 27 日に入社したと思う。申立人は私の入社する数日前に入社したと思う。」と証言している。

さらに、社会保険事務所の保管する B 社の被保険者名簿では、申立人は、昭和 37 年 4 月 26 日に資格取得、同年 7 月 4 日に資格喪失したとの記載があり、このほかに申立期間②における被保険者名簿に申立人の記載が無く、健康保険番号に欠番は無い。

加えて、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたことが確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年1月1日から同年10月1日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた平成17年1月から同年9月までの標準報酬月額が、34万円から9万8,000円へと訂正処理されているので、標準報酬月額の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、34万円と記録されていたが、申立人がA社において資格を喪失した日（平成17年10月1日）の後の同年11月1日付けで、9万8,000円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、社会保険事務所から提出された書類の記載内容から、A社が当時厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる上、申立人が当該処理に関与していなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和20年10月10日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年10月10日から21年3月31日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間の中で、昭和20年10月10日から21年3月31日までの期間が欠落しているが、当該期間については継続して同社に勤務していた。

給与明細書等、保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和16年6月14日から23年7月14日までA社に勤務し、その間、19年10月1日から厚生年金保険に加入していたとしているが、社会保険事務所のオンライン記録では、20年10月10日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、21年3月31日に被保険者資格を再取得した記録となっており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社の承継法人であるB社発行の在職証明書には、申立人が申立期間にA社に勤務していた旨が記載されている。

また、申立人のA社入社に至る経緯から、勤務実態、当時の同社の事業内容及び終戦に至る周辺事情の説明は、具体性があり、同社社史の記述、同僚等の供述及び戸籍謄本で確認できる事実とも符合していることから、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所の保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿は、被保険者が整理番号順に記載されておらず、多くの欠番がある上、申立人が社宅で隣人であったとする同僚は、申立期間に同社において被保険者となっているものの、上記の名簿においてはその氏名の記載が無く、また、当該名簿の表紙には昭和24年1月と記載されていることから、申立期間当時、当該名簿が通常の事務処理において作成されたものとは考え難く、何らかの事情により消失し、復元された名簿であると考えられる。

さらに、当該名簿において、申立人と同日の昭和21年3月31日に資格取得と記載されている被保険者は相当数確認できるが、そのうちの多くの者について、資格取得日がさかのぼって訂正されており、申立人の同僚については、当初、資格喪失日が20年11月11日、資格取得日が21年3月31日と記載されており、申立人とほぼ同様の期間が被保険者期間となっていなかったものの、その後26年7月に書き換えられた被保険者名簿では、資格取得日が17年1月1日に訂正されており、当該欠落期間が被保険者期間となっている。

これらの記録及び申立人の同僚の記録を前提にすると、申立人の厚生年金保険被保険者記録は、当該名簿の整備時に誤った処理がなされた可能性が高いと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和20年10月10日であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和20年9月の社会保険庁のオンライン記録から、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成3年6月から4年6月までは53万円、4年7月から5年3月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月1日から5年4月28日まで
社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録では、申立期間の標準報酬月額が引き下げられているが、なぜ下げられているのか分からないので、調査して訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を、平成3年6月から4年6月までは53万円、4年7月から5年3月までは36万円と記録していたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年4月28日）の後の同年4月30日付けで、3年6月から5年3月までの期間の標準報酬月額が遡及して8万円に引き下げられており、このような訂正処理が、申立人を含む2名について行われていることが確認できるが、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の代表取締役社長の妻であり、商業登記簿謄本により、同社の取締役であったことが確認できるが、同僚は、「申立人は事務仕事をしており、経営には関与していなかったように思えた。社長はワンマンであり、すべてを取り仕切っていた。」旨を供述しており、申立人も自身の業務を「接客等の雑務が多かった。」旨を供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬

月額事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年6月から4年6月までは53万円、4年7月から5年3月までは36万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 1 日から 4 年 7 月 31 日まで

社会保険庁の記録では、私がA社に勤務していた期間のうち、平成3年6月1日から4年7月31日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額記録が8万円となっている。私は当時、同社の社員で一般事務や庶務を担当していた。給料は毎月32万円程度だった。標準報酬月額が引き下げられていたことについて、事業主からの説明も無く、知らなかった。同社は経営不振で給料が遅配になることもあったが、社長が亡くなる6年ごろまで勤めていた。当該期間についての厚生年金保険被保険者標準報酬月額記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、32万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成4年7月31日）の後の平成4年10月8日付けで、遡及して8万円に減額訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た月額である32万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年6月16日から8年10月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月1日から6年7月1日まで
② 平成7年6月16日から8年10月31日まで
③ 平成14年10月1日から18年11月16日まで

社会保険庁の記録では、申立期間①及び③の期間について、私の厚生年金保険の標準報酬月額が給与明細書と比べて低いように思えるので調査してほしい。

また、申立期間②について、社会保険庁の記録から、私の厚生年金保険の標準報酬月額がさかのぼって給与明細書と比べて著しく引き下げられているので、元の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が保管する給与明細書から、申立人が当該期間において標準報酬月額59万円に見合う給与の支給を受け、かつ、標準報酬月額59万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録においては、当初、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、申立人が主張する59万円と記録されていたところ、平成8年10月30日付けで、遡及して9万2,000円に減額訂正^{そきゆう}されている上、申立人を除く役員2名についても申立人と同様の減額訂正が行われていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の元代表取締役は、「経営困難により厚生年金保険料を滞納

するようになり、社会保険事務所の職員から指導を受け、標準報酬月額
の減額訂正提案に従った。このとき、社会保険事務所の職員から他の社員
には通知しないようにと指示された。」と証言している。

さらに、商業登記簿謄本から、申立人は、A社の取締役であったことは
確認できるが、複数の元役員及び元社員が、「申立人は、機械製造の技術
者だった。申立人は、社会保険手続に関与できる立場ではなかった。」旨
を証言していることから、申立人が当該減額訂正処理に関与していたとは
考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間②において標準報酬月額に係る
有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報
酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正するこ
とが必要である。

一方、申立期間①及び③について、申立人が保管する給与明細書から、
その賃金総支給額は社会保険庁のオンライン記録で確認できる標準報酬月
額に見合っている上、社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚
生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び③について、
厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年
金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1802

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成12年6月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年6月26日から同年7月10日まで
私は平成12年6月26日からA社（現在は、B社）に勤務し、機械の設計を担当した。

しかし、社会保険庁の記録では、私の厚生年金保険被保険者資格取得日は、平成12年7月10日になっている。

私の保管する給与明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に平成12年6月26日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、資格取得日について、平成12年6月26日として届け出るところを同年7月10日として届け出たと認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円と訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から4年1月31日まで
平成20年11月ごろ、社会保険事務所に赴いた時に、申立期間の標準報酬月額がさかのぼって減額されていることが分かった。私は、営業職の一般従業員で、申立期間の給与額は、72万円又は73万円ぐらいであり、実際の給与額に見合った保険料を控除されていたと思う。調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録においては、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成4年1月31日）の後の同年2月28日付けで、さかのぼって9万2,000円に引き下げられている上、申立人を除く6名（うち役員5名）についても申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円と訂正することが必要である。

神奈川国民年金 事案 2911

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 2 月から 52 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月から 52 年 9 月まで

私は、国民年金について何も知らなかったため、加入していなかった。しかし、知人から、過去の国民年金保険料を納付することができる制度があると聞き、区役所で国民年金の加入手続を行った。その際、今まで未納であった保険料額がいくらになるか分からなかったので、多額のお金を用意していたが、区役所の窓口で言われた金額は、思っていたより安かったことを憶えている。私は、まとめて納付した申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所で国民年金の加入手続を行った際に、さかのぼり一括して申立期間の保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 53 年 10 月は、第 3 回特例納付が実施されていた時期であったものの、申立人が述べる保険料額は、実際に第 3 回特例納付により納付した場合に必要な保険料額とは、大きく相違している。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2912

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月から11年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月から11年9月まで

私は、申立期間当時、学生であったので、私の母親が私の国民年金保険料を納付してくれた。母親は、納付期限に間に合うように、郵便局で保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の母親は、申立期間の保険料の納付時期や納付期間については、はっきり分らないと述べるなど、申立期間の保険料の納付状況は不明確である。

また、申立人の母親は、申立人の国民年金保険料を郵便局で納付していたと主張しているが、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、保険料の収納事務が電算処理により行われていた状況において、複数の年度にまたがって、金融機関や行政機関において事務処理に不手際があったとも考えにくい。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 60 年 3 月まで

私は、19 歳の時から叔父が経営する職場に勤めていたが、厚生年金保険に加入していなかったため、母親や叔父に勧められ、20 歳になった昭和 57 年*月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行った。私は、申立期間当時、母親へ毎月、生活費を渡し、その中から、母親が、奨学金の返還金や国民年金保険料を当時母親が勤めていた職場の中にあつた銀行で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 8 月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、60 年 2 月ごろであると推認され、その時点において、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金の加入手続時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続後に受領した国民年金手帳は、現在所持している手帳 1 冊のみであるとしているところ、その手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、加入手続を行ったと推認される昭和 60 年 2 月ごろに付番されたものであることが確認できる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から41年9月までの期間及び42年3月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年11月から41年9月まで
② 昭和42年3月から45年3月まで

私及び私の妻は、申立期間当時に医療機関で診療を受けており、国民健康保険に加入していたため、国民年金にも加入していたはずである。

同居していた母親が、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を行ってくれていたと思う。

申立期間が未加入で国民年金保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の加入手続等を行ったとするその母親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その妻と連番で払い出されていることが確認できるとともに、申立人夫婦の国民年金加入時期は、申立人が所持する国民年金手帳の発行日等から、昭和45年4月と確認でき、その時点では、申立期間①の全部及び申立期間②の一部は時効により国民年金保険料を納付することができないことから、同月から保険料の納付を始めたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間以降同一市内に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当た

らない。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から53年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から53年8月まで

私は、昭和42年に私の兄が始めた会社を手伝うために転職した際、兄が私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、会社が厚生年金保険の適用事業所になる53年9月直前まで、兄が私の給与から保険料を控除して納付していた。私は、兄から私の国民年金の加入手続の話を聞いたり、国民年金保険料を納付する兄を区役所まで何度も車で送って行ったことを記憶している上、兄も申立期間は納付済となっていることから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の兄が申立人の国民年金の加入手続と、申立人が勤務していた兄の経営する会社が厚生年金保険の適用事業所になるまでの期間の国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人の兄はすでに亡くなっており、申立人自身は加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、申立期間当時の具体的な加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年2月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は申立期間を通じて同一市内に居住し続けており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人は、昭和47年10月に結婚をしているが、申立人の妻は国民年金に未加入であることから、申立人の兄が申立人の国民年金保険料だけ

を納付したとするのは不自然である。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 2916 (事案 769 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は、昭和 45 年 1 月ごろ、会社退職後に結婚し、しばらくして当時居住していた市を管轄する社会保険事務所で国民年金に加入したが、国民年金保険料の納付については、私の元妻の母親が行ってくれたため、保険料額についての記憶はない。

また、別の町に転居後の昭和 46 年 12 月ごろ、私の元妻の母親が特例納付により、厚生年金保険加入期間を含めて 20 歳までさかのぼって、私の国民年金保険料を納付した。

申立期間について、未納のないように納付してきたにもかかわらず、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立については、当初申立人が国民年金加入手続を行ったとしていた昭和 47 年 9 月の時点では、特例納付の実施期間を過ぎており、制度上特例納付は不可能であるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 22 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和 45 年 1 月ごろに社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、46 年 12 月ごろに特例納付を行ったと主張しているが、同社会保険事務所は 61 年 2 月に開設されていることが確認できることから、申立内容に不合理な点が認められる上、申立人の国民年金手帳の交付日から申立人は 47 年 9 月に国民年金加入手続を行っていることが確認でき、45 年 1 月ごろに別の当該加入手続が行われたことをうかがわせる形跡も見当たらず、申立人は、46 年 12 月ごろには国民年金に加入していなかったことから、その時点では特例納付を行うことはできない。

これにより、今回の申立人の主張には、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2917

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から4年3月まで

私の母親は、私が20歳になってから、すぐに区役所で私の国民年金の加入手続を行った。その後、母親は、私が就職するまでの間、私の国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母親も、当時の状況について、はっきり憶えていないと述べるなど、申立期間当時の記憶は曖昧であり、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付の状況は不明確である。

また、申立人は、初めて年金手帳を受け取った時期は、勤務先の会社を退職した平成7年4月であると述べている上、申立人の国民年金手帳記号番号も同年4月ごろに払い出されていることから、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間からの国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から55年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から55年4月まで

私は、結婚する少し前の昭和54年ごろ、私の母親から、「今なら国民年金保険料をさかのぼって納付する制度があるので、国民年金に加入しなさい。」と言われたため、市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。その際、さかのぼって7万円又は8万円ぐらいの保険料を納付した。その後は、引き続き保険料を納付していた。

私は、申立期間が未加入期間及び保険料の未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚前の昭和54年ごろ、市役所の支所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後の55年7月に夫婦連番で払い出されている上、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立内容とは合致しない。

また、申立人は、申立人の妻が、昭和55年7月に同支所で国民年金の加入手続を行った際に、申立人が結婚前から所持していた国民年金手帳を預け、引き換えに現在所持している国民年金手帳を受け取ったと述べているが、同支所において、申立人の国民年金手帳記号番号が既に存在していることを確認しておきながら、わざわざ別の国民年金手帳記号番号を払い出したとは考えにくい。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に、さかのぼり一括して国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、申立期間のうち、

どの期間までさかのぼって納付したかはっきり分からないと述べているなど、保険料を納付した期間が不明確である上、申立期間の保険料をさかのぼってすべて納付したとすると、納付したとする金額は、実際に必要となる保険料額と大きく相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から48年4月までの期間及び58年1月から63年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和55年3月から56年5月までの期間の国民年金保険料については、納付を免除されていたものとも、納付していたものとも認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から48年4月まで
② 昭和55年3月から56年5月まで
③ 昭和58年1月から63年1月まで

私の国民年金の加入手続は、私の母親が役場で行った。

申立期間①については、私に子供が生まれたことから経済的な事情により、母親が国民年金保険料の免除申請を行った。

申立期間②について、私は、会社を退職した後に、国民年金保険料の納付、又は免除申請の手続のどちらかを行った。

申立期間③について、私は、会社を退職した後に、国民年金保険料の免除申請の手続を行った。

申立期間が未加入で国民年金保険料を納付していないとされていること又は保険料の免除期間となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、子供が生まれたことから経済的な事情により申立人の母親が免除申請の手続を行ったと主張しているが、申立期間当時、申立人の夫が厚生年金保険に加入したことから、申立人は国民年金の任意加入者となり、国民年金保険料の申請免除の要件に該当しなくなったため、国民年金保険料は免除されなかったものと推認できる。

また、申立人は、免除申請の手続に直接関与しておらず、申立人の免除

申請の手続を行っていたとする申立人の母親は、手続の状況や時期等の記憶が不明確であることから、国民年金保険料の申請免除の状況が不明である。

- 2 申立期間②について、申立人が国民年金の資格再取得手続を行った形跡がなく、未加入期間であることから、国民年金保険料の免除申請は行えない期間であること、及び国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、免除申請の手続をしたかもしれないし、国民年金保険料を納付したかもしれないと主張しており、記憶が不明確であることから、国民年金の免除申請手続や保険料の納付状況が不明である。

- 3 申立期間③については、申立人が国民年金の資格再取得手続を行った形跡がなく、未加入期間であることから、国民年金保険料の申請免除は行えない期間である。

また、申立人は、国民年金保険料の申請免除の取り下げを行っていないので、申請免除期間は申立期間③についても継続していると主張しているが、国民年金保険料の申請免除は、制度上、毎年手続を行うこととなっていることから、申立人は当該期間の保険料の免除申請は行っていなかったものと推認できる。

さらに、申立期間③について、申立人は、免除申請の手続について記憶が不明確であることから、免除申請の手続の状況が不明である。

- 4 申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたこと、又は保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②の国民年金保険料については、納付を免除されていたものとも、納付していたものとも認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2920

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 6 月から 52 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月から 52 年 8 月まで

私は、結婚後の昭和 49 年 6 月ごろに、姉の勧めで国民年金の加入手続を行った。加入手続後に国民年金手帳は交付されなかったが、国民年金保険料については、集金人に定期的に納付していた。私は、加入手続後から未納がないように保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 6 月ごろに国民年金の加入手続を行い、その際に国民年金手帳は交付されなかったと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、国民年金手帳を市で保管しておらず、被保険者に交付していたことが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できるものの、申立人が加入当初に納付していたとする保険料額は、記録上納付済みとされている昭和 52 年度の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 11 月に払い出されていることが確認でき、申立人は、同年 9 月に国民年金に任意加入していることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2921

第1 委員会の結論

申立人の平成10年3月から11年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年3月から11年2月まで

私は、平成10年3月から11年2月までの期間、海外に滞在していた。渡航する前に市役所で、国外転出届を提出すると同時に、国民年金の窓口にも国外転出の届出を行った。帰国後に市役所で手続を行い、郵送されてきた納付書で、国民年金保険料をさかのぼって納付したにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年3月から11年2月までの期間は、海外に滞在していたとしているところ、当時、海外滞在中の国民年金保険料を納付するためには、出国前に、国民年金の任意加入手続を行う必要があるが、申立人は、市役所で国外転出の届出は行ったが、任意加入の手続までは行っていないとしていることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、帰国後に、国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、申立期間直前の平成9年7月から10年2月までの保険料は、申立人が帰国した後の11年8月から同年11月までの間に納付されていることが、社会保険庁のオンライン記録により確認できることから、申立人が帰国後に納付したのはこの期間の保険料であると考えることが合理的である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から 50 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から 50 年 1 月まで

私は、昭和 48 年 1 月ごろ、33 歳の厄年のお守り代わりにと思い、国民年金の任意加入手続を区役所で行った。国民年金保険料については、送付された納付書により、区役所の窓口か郵便局で納付してきた。領収書の形態もしっかり憶えており、確かに保険料を納付してきたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 1 月ごろ国民年金の加入手続を行い、その直後から、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持している国民年金手帳の発行日及び国民年金被保険者の資格取得日並びに特殊台帳における被保険者資格取得日は、いずれも当初から 50 年 2 月 1 日となっており、後に訂正された形跡も見当たらず、同日に加入手続を行っていることが認められる。

また、申立人は、申立期間の前後を通じて、同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、口頭意見陳述を含めて具体的な加入や納付を裏付ける新たな証言や証拠が得ることもできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2923

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私の国民年金加入手続は、昭和 36 年 4 月ごろ、養父が行ってくれた。申立期間当時は、養父の経営する会社で働いていたので、私の国民年金保険料は、養父が私の給料の中から預かって養母に渡し、養母が自分の分と一緒に納付してくれていた。一緒に納付していた養母の保険料が納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月ごろ、申立人の養父が、申立人の国民年金加入手続を行い、申立人の養母が、申立期間の国民年金保険料を養母の分と一緒に納付してくれていたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその養父及び養母も既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和 43 年 2 月から 3 月ごろであると推認され、申立人は同一住所地に継続して居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年12月から14年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月から14年2月まで

私は、平成11年4月に就職したが、その当時は、収入が多くなかったため、申立期間についても、期限から遅れて国民年金保険料を納付することが多かった。納付が遅れた時は、督促状と納付書が入った封筒が送られて来たので、保険料をまとめて、勤務先の近くの金融機関で納付書により納付していた。

私は、国民年金と国民健康保険の保険料については、納期限を気にしていなかったため、いつも督促状などが入った封筒を受け取っており、督促状専用の箱を作っていた。手元にお金がある時は、その箱の中の納付書を減らしていくというような感じで、保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、箱の中にいつも督促状と納付書を入れ、手元に現金がある時に、その納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の保険料の納付時期や納付期間については、はっきり分らないと述べるなど、申立期間の保険料の納付状況は不明確である。

また、申立人は、銀行で申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、保険料の収納事務が電算処理により行われていた状況において、複数の年度にまたがって、金融機関や行政機関において続けて事務処理に不手際があったとも考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 12 月末に会社を辞めた後、私の会社設立のため忙しい日を送っていたので、国民年金加入手続や保険料納付については妻に任せっぱなしだった。

妻は国民年金の知識があり、真面目な性格なので、私の分の加入手続を行わずに自分の保険料のみを納付することなど考えられない。妻は申立手続の途中に死亡したが、昭和 61 年 1 月に加入手続をして夫婦二人分の保険料を納付していたと言っていた。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻については、昭和 51 年 1 月に国民年金加入手続を行い、その後の住所変更や被保険者資格の得喪の手続が適切に行われていること、及び国民年金保険料の未納がないことが認められるものの、当該加入手続を行った当時、申立人は厚生年金保険の被保険者であり、妻の国民年金に係る諸手続及び保険料の納付状況をもって申立人の国民年金加入手続が 61 年 1 月当時に行われていたこと、及び申立期間の保険料が納付されていたことを推認することは困難である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 5 月に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から59年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から59年10月まで

私は、結婚してからしばらくして国民年金に任意加入した。

国民年金保険料については、最初は集金人に納付しており、後に納付書により金融機関で納付していた。

任意加入後に資格喪失手続をした記憶がないにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付書により金融機関で納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間当時の保険料の納付場所、納付金額等の記憶が不明確であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、国民年金の資格喪失手続を行った記憶はないと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳では、昭和58年2月27日に資格を喪失した後、59年11月に再び資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、源泉徴収票等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 2927

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から50年5月までの期間及び60年7月から平成7年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年12月から50年5月まで
② 昭和60年7月から平成7年2月まで

私は、昭和47年10月に会社を退職後、国民年金の加入手続を金融機関の職員に行ってもらった。国民年金保険料については、送付されてきた納付書に現金を添えて、金融機関で納付していた。その後60年7月に再び国民年金に加入し、62年に結婚してからは、私が夫婦二人分の保険料を一緒に金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、申立人が国民年金の加入手続を行い、後日送付されてきた納付書により金融機関で保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間①及び②当時の保険料の納付時期、納付金額等の記憶が不明確であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が厚生年金保険に加入していた記録はあるものの、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間①及び②は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 8 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 54 年 7 月に会社を退職したことを機に、区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私の妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 7 月に会社を退職した後に国民年金の加入手続を行い、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間当時の保険料の納付方法、納付金額等の記憶が不明確であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 60 年 6 月以降に払い出されていることが確認できる上、申立人は、申立期間直後の 58 年 4 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料を過年度納付により納付していることから、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2929

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 6 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月から 43 年 3 月まで

私は、昭和 38 年*月に 20 歳になった時に、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳の交付を受けた。国民年金保険料については、父親が国民年金手帳を保管し、集金人に保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった時に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、申立人の父親が保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、申立期間当時の国民年金手帳の記憶が不明確である上、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 43 年 6 月から同年 12 月までの間に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2930

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 5 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月から 48 年 3 月まで

私が学生で 20 歳になったころ、私の父親が私の国民年金の加入手続を行い、私が就職して厚生年金保険に加入するまでの間の国民年金保険料を納付していた。私は父親から「就職したら自分で納付するように。」と言われたことを記憶しており、申立期間が未加入とされ保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の兄姉は学生のころ国民年金に任意加入しておらず、就職して厚生年金保険に加入するまでの間は未加入であることから、父親が申立人のみの国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人は、20 歳になった昭和 44 年*月に申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立期間において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はなく、申立期間は未加入期間であることから国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の国民年金の加入手続や保険料の納付を行ったとする申立人の父親は既に他界していることから、当時の具体的な国民年金の加入状況や保険料の納付状況を確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月 27 日から平成 2 年 5 月 1 日まで
私が経営していたA社の厚生年金保険の適用年月日が、平成 2 年 5 月 1 日となっているが、会社が建設業法による許可をB県から受け、C市の給水工事代行店の指定申請をした時に、会社は社会保険に加入していたはずである。会社は廃業し当時の書類は無いが、C市水道局に提出した「給水工事代行店指定申請書」の控えがあり、そこにB県の許可番号及び許可年月日が記載されている。

また、許可を受ける際に、B県の担当課から社会保険の加入を確認されたことを記憶しており、遅くとも建設業法の許可年月日には社会保険の手続を行っていた。保険料の納付は口座振替で、銀行から領収書が送られてきていたことを記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社は厚生年金保険の適用事業所であったと述べているが、社会保険事務局が保管している事業所記号番号払出簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 2 年 5 月 1 日であり、同日より前に同社が厚生年金保険の適用事業所となっていた事実は確認できない。

また、申立人は、申立期間に在職していた従業員の氏名を記憶していないことから、従業員の被保険者記録を調査することができない上、A社の厚生年金保険の加入に関する証言を得ることもできない。

なお、申立人は、遅くとも建設業法の許可年月日には社会保険の手続を行っていた旨を申し立てているが、A社が建設業法の許可を受けたB県の

担当課に確認したところ、「建設業法において、厚生年金保険の適用事業所であることは、建設業の許可基準とはなっていない。許可申請の際に、厚生年金保険の加入について確認することはあるが、『実務経験証明書』に記入された実務経験年数を確認する一つ的手段としてであり、厚生年金保険に加入していなければ、別の方法で確認している。」旨回答している。

さらに、C市水道局も、給水工事代行店指定申請に際して、申請事業所が厚生年金保険の適用事業所であるかどうかは指定要件ではなく、確認もしていない旨回答している。

一方、申立人は、申立期間に国民年金に加入し、申立期間中の昭和 55 年 6 月に申立期間を含めた期間について、国民年金保険料を特例納付及び過年度納付し、その後、付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していることが、社会保険庁の記録から確認できる。

このことについて、申立人は、「国民年金保険料は、妻が納付したもので、私は知らなかった。国民健康保険については、厚生年金保険と健康保険が一体加入だということを現在まで知らずにいたため、ずっと、保険料を二重に納付していた。病院では国民健康保険証のみを使っており、社会保険事務所から発行された健康保険証は見たことがない。社会保険の事務を依頼していた会計事務所の元職員に聞いても、私の健康保険証がどうなっていたかは分からないと言っている。」とし、また、厚生年金保険被保険者期間のある平成 2 年 5 月以降についても、国民健康保険に加入し続けていた旨を述べている。

しかし、申立人は、上記のとおり、国民年金と厚生年金保険の保険料を二重払いしていたと主張しているものの、申立人は自らの確定申告を税理士に委託していたとして、毎年、所得税の確定申告が行われていた中で、148 か月間の長期にわたって会計事務所の担当者が国民年金と厚生年金保険の保険料を二重払いしていた事実気付かないままであったとは考え難い。

また、昭和 53 年当時、A社がD新聞に掲載した求人情報記事に社会保険に関する記述が無いところ、申立人は、広告会社から社会保険に関することは載せないで募集するのが一般的である旨を助言されたためであると述べているが、当時の求人欄を確認したところ、多数の事業所の求人広告において、社会保険に関する記述をしている。

このほか、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与台帳、給与明細及び所得税源泉徴収票等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 6 月 1 日から 18 年 1 月 1 日まで
社会保険庁の記録によると、平成 13 年 6 月から 20 年 4 月まで A 社に勤務していたにもかかわらず、14 年 6 月 1 日から 17 年 12 月 31 日までの申立期間の加入記録が無い。申立期間について、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、A 社に勤務していたことは、同社が保管していた給与明細書により確認できる。

しかし、A 社が保管していた申立人の申立期間に係る給与明細書では、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A 社の保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、申立人の資格喪失日は平成 14 年 6 月 1 日、資格取得日は 18 年 1 月 1 日と記載されており、社会保険庁の記録と一致する。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間中、国民年金に加入し、平成 14 年 6 月から 15 年 6 月までの期間について、申請免除を行っている。

加えて、B 市の記録によると、申立人は、申立期間中、国民健康保険に加入している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 26 日から 44 年 2 月 16 日まで
私は昭和 40 年ごろから 53 年まで A 社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、そのうち 42 年 3 月 26 日から 44 年 2 月 16 日までの記録が欠落している。
申立期間について勤務していたのは間違いないので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A 社に継続して勤務していたと申し立てているが、事業主が保管していた健康保険被保険者資格喪失確認通知書の申立人に係る被保険者資格喪失日は昭和 42 年 3 月 16 日と記載されている上、雇用保険の離職日も同日と記録されている。

また、事業主が保管している厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の申立人に係る被保険者資格取得日は昭和 44 年 2 月 16 日と記載されており、社会保険事務所の記録と一致する。

さらに、A 社で申立人と同様に、厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、再取得している元従業員 3 名に照会したところ、連絡の取れた 2 名は「一旦退職あるいは休職した後再入社や復職をしたが、それは自分自身の都合だった。」と証言している。

加えて、申立人は、申立期間に係る給与明細等の資料を所持しておらず、事業主は、当時の社会保険手続の担当者は不明のため、保管資料以外の事実や当時の事情は不明であるとしているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間に係る雇用保険被保険者記録は無く、申立てに係る

勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1807 (事案 314 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 5 年 7 月 1 日まで

当初の委員会では、申立期間に係る標準報酬月額が平成 3 年 4 月 1 日に遡^{さかのぼ}って 50 万円から 8 万円に下がっていることについて、提出した書類が十分に審議されていない。新たに所得税の確定申告書、第 21 期決算報告書等の原本、B 信用金庫及び C 銀行の預金取引履歴明細表、法人実印の印影等を提出するので再審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、訂正処理前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付したことを確認できる資料等は、申立人から提出されず、社会保険事務所及び A 社の債務者にも保存されていないため、保険料を徴収された事実を確認できない上、同社の法人実印の管理は、代表取締役自身が行っていたとの元社員の証言があり、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所が標準報酬月額の改定を行ったとは考え難いとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 10 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、当委員会の決定に対し、保険料納付を示す資料として新たに申立人個人の平成 4 年分の所得税の確定申告書、第 21 期決算報告書、銀行勘定帳の各原本並びに B 信用金庫及び C 銀行の預金取引履歴明細表を提出したが、当該資料には、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び A 社が厚生年金保険料を納付していたことを示す記載は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認められない。

また、申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知

書（訂正届）の印鑑が相違していると主張しているが、申立人から提出された同用紙の事業主控えに押印された印鑑跡は、2枚複写の1枚目に押印されたものが2枚目（事業主控）に印鑑跡として残ったものであり、その印鑑跡からは印影、大きさも明確に確認できず、代表取締役である申立人が申立人に係る標準報酬月額 of 訂正処理に関与していないものと認めることはできない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1808

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月1日から25年5月1日まで

私は、昭和22年5月1日から34年6月2日までの間、A社の従業員として、同社B支店庶務係・機電係と同社C支店機電係に継続して勤務した。社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入期間が無いとされているが、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間についてA社に勤務していたことは、申立人と同じ職場で仕事をしていた姉の証言及び同期入社の実数名の証言から推認できる。

しかし、申立人と同時期に採用された6名の厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、申立人を除く4名の従業員についても申立人同様に被保険者期間の欠落がみられ、A社の事業主は、複数の従業員についてこの期間、厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

また、連絡先が判明した元従業員からは、保険料控除にかかわる供述は得られなかった。

さらに、事業所は当該事業所における厚生年金保険の取扱いについて、申立人の申立てどおりの資格取得及び喪失に関する届出を行ったかは不明としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年5月23日から20年11月1日まで
私がA社に入社したのは、昭和19年5月23日だが、社会保険庁から送られてきたねんきん特別便の記録では、厚生年金保険の加入が20年11月1日からとなっていることに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した複数の永年勤続表彰状及び退職金支払明細書から、申立人は申立期間にA社に継続勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人が挙げた上司は、申立人と同じ入社年月日であるにもかかわらず、昭和20年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、申立期間当時、A社においては、一定の試用期間があったものと考えられる。

また、A社保管の申立人に係る労働者年金保険被保険者資格取得届の資格取得年月日欄には、昭和20年11月1日と記載されており、備考欄に「新規」の記載が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 4 月から 26 年 10 月 1 日まで
② 昭和 42 年 9 月から 43 年 1 月 4 日まで

申立期間①について、私は、昭和 23 年 4 月の A 社再開とともに、勤務し、所属や上司を記憶している。

また、昭和 24 年に作業中に負傷し、公傷扱いで 2 か月ほど休んだことは、次男の誕生が同年 9 月であったため、鮮明に記憶している。

以上のことから、私が申立期間①に同社に勤務したことは明確であり、厚生年金保険被保険者期間と認めてもらいたい。

申立期間②について、私は、B 社に勤務していたときに、同社の下請け会社である C 社の社長から勧誘され、工場長として同社に勤務していたのに、厚生年金保険被保険者期間となっていないので、被保険者と認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社が保管する労働者名簿及び保険料控除計算表には、申立人が昭和 26 年 9 月 27 日に入社し、同年 10 月 1 日から厚生年金保険に加入した旨の記載がある。

また、申立人が記憶する同僚についても、A 社が保管する労働者名簿及び保険料控除計算表から申立人と同様に昭和 26 年 9 月 27 日に入社し、同年 10 月 1 日から厚生年金保険に加入した旨の記録が確認できる。

申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の加入記録とほぼ一致している。

また、C 社は既に解散しており、当時の関連資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収票等）は無い。

さらに、申立人がC社で厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 2 月 1 日から 16 年 4 月 1 日まで
親会社が倒産したことにより A 社も倒産した。同社倒産後も必死に社会保険料を分割納付していたが社会保険事務所から標準報酬月額訂正の指示があった。社会保険事務所の担当官の転勤後も後任の担当官により引き続き指示をされて訂正をした。自分から頼んだことではないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 15 年 2 月から同年 4 月までは 53 万円、同年 5 月から同年 9 月までは 62 万円、同年 10 月から同年 11 月までは 44 万円、同年 12 月から 16 年 3 月までは 62 万円と記録されていたが、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成 16 年 4 月 1 日)の後の 18 年 9 月 4 日付けで、26 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時 A 社の代表取締役として同社に在籍していたことが申立人の回答及び商業登記簿謄本により確認できる。

また、「申立期間当時、親会社が倒産したことにより、A 社も影響を受け、事業が続けられなくなり厚生年金保険料の滞納もあった。社会保険事務所から月額報酬訂正の指示に従い修正をした。」と供述していることから、申立人は、当該訂正処理に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A 社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 1 日から 32 年 7 月 20 日まで

私は、申立期間にA社に勤務し、同社の寮に住んでいた。入社の際は、同社勤務のB氏に身元保証人になってもらった。

また、成人式の通知をもらったが、仕事で出席できなかったことを覚えている。

しかし、A社の厚生年金保険の加入記録が無いので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務をしていたと主張するA社は、申立期間当時、C社に吸収合併されていることが確認でき、申立人及びその妻からの当時についての詳細な供述から、申立人はA社の後継事業所であるC社で勤務していたものと推認できる。

また、申立人の身元保証人のB氏は、申立期間当時、C社の厚生年金保険の加入記録が確認できる。

しかし、申立人は、C社保管の労働者名簿にその氏名が記載されておらず、社会保険事務所保管の同社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人が記憶している同僚の名前を確認できない。

また、申立人がC社で厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月 22 日から 63 年 3 月 21 日まで
私は、新聞の有期工従業員募集の広告を見て、A社B工場に勤務した。勤務期間は6か月で、組長と指導員の下で、三交替勤務であった。当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、A社B工場に勤務していたことは、雇用保険の記録により確認できる。

しかしながら、C企業年金基金は、「当時の被保険者の記録は保存されているが、申立人の厚生年金基金の加入記録は確認できない。」と回答している。

また、申立人の挙げた複数の同僚は、特定ができず証言を得ることができなかった。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人は申立期間について国民年金の保険料を納付していることが確認できる。

加えて、A社は、当時の人事及び給与関係書類を保存しておらず、申立人も給与明細書等の資料を保持していないことから、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 7 月 1 日から 27 年 11 月 1 日まで
昭和 24 年 2 月ごろ A 社に入社し、時期は定かではないが親会社の B 社に転籍した。27 年 10 月ごろまで勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では、24 年 7 月 1 日で資格喪失となっており、その後の加入記録が無い。当該期間について調査をして、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を記憶していた同僚は、「申立人と B 社で共に勤務していた。」と供述していることから、申立人が申立期間において A 社の親会社の B 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の同僚は、申立期間において、A 社及び B 社における厚生年金保険の被保険者とはなっていない。

また、申立人及び複数の同僚は、「B 社は規模の大きな会社であった。」と供述しているところ、申立期間における同社の被保険者数は約 10 名しか存在しないことから、申立期間当時の同社では、一部の従業員のみが厚生年金保険に加入していた可能性がうかがえる。

さらに、A 社は申立期間中である昭和 26 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている。

加えて、A 社においては申立人と入社年月日の近い被保険者 10 名、B 社においては、同社の新規適用開始時（昭和 26 年 2 月 1 日時点）の被保険者全員（10 名）と接触をすべく連絡を取ったが、申立人の勤務実態及び保険料控除について証言を得ることができなかった。

また、B 社の後継会社である C 社も、当時の人事記録等は保管されてい

ないとしていることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、A社及びB社の被保険者名簿を見ても、申立期間において、申立人の名前は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 11 月 14 日から 15 年 1 月 1 日まで
私はA社に派遣社員として登録をし、平成 14 年 11 月 14 日からBに派遣され、電話接客業務をしていたが、社会保険事務所の厚生年金保険記録では 15 年 1 月 1 日からとなっている。
平成 14 年 11 月 14 日から働いていたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が提出した雇用保険被保険者証の写し及び退職証明書の写しによると、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社の人事担当者は「派遣登録から約2か月間は研修期間として、健康保険及び厚生年金保険に加入させない内規があり、このことは入社時に説明をしている。」と回答している。

また、A社提出の平成 14 年 12 月及び 15 年 1 月の給与台帳によると、申立人は、申立期間において保険料控除はなされていないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により、給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1816

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月 7 日から 43 年 6 月 20 日まで
社会保険庁の厚生年金保険加入記録では、昭和 42 年 10 月 1 日から同年 11 月 7 日の 1 か月だけとなっているが、実際は、43 年 6 月 20 日まで A 社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に昭和 43 年 6 月 20 日まで勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所が保管する被保険者原票照会回答票に記載されている 42 年 10 月 1 日に資格を取得し、同年 11 月 7 日に資格を喪失した記録以外は確認できず、申立人が唯一挙げている同僚は、既に亡くなっており、申立人の勤務実態について確認できる証言を得ることはできない。

また、申立期間当時、A 社に勤務していた者のうち、連絡先が確認できる複数名の同僚に照会を行ったが、いずれも申立人を知らないと回答しており、同社における申立人の雇用保険の記録も無いことから、申立人が申立期間において同社に勤務していた事実を確認することができない。

さらに、A 社は、申立期間に係る関連資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は廃棄しており、また、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について証言を得ることができない。

このほか、申立人の勤務実態及び保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月11日から20年9月1日まで
私は、A市にあるB社C工場で働いていた。昭和17年6月から19年5月までは厚生年金保険の被保険者記録があるが、終戦まで勤務していた記憶があり、20年8月まで厚生年金保険に加入していたはずである。調査し年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁業務センターで管理する被保険者名簿（旧台帳）から申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日は、昭和19年6月11日であることが確認できる。

また、申立人は終戦までB社C工場で働いていたと申し立てているが、一緒に勤務していた同僚等の氏名を記憶しておらず、その他勤務していたことを示す資料も保有していない。

さらに、B社C工場から人事資料を引き継いだD社E造船所では、「当時の資料を確認したが申立人に関する記録は無かった。」と回答しており、申立人も当時の給与明細書等の資料を保有しておらず申立期間における厚生年金保険料の控除は不明である。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 15 日から 44 年 5 月 31 日まで
社会保険庁の記録ではA社の厚生年金保険の加入期間が、昭和 40 年 6 月 1 日から 41 年 8 月 15 日までの 14 か月になっているが、私の記憶では、44 年 5 月まで勤務していたので、欠落している期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の供述から、申立人が昭和 40 年 6 月から 43 年 12 月までの期間について同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人はA社において総菜を配送する仕事を行っていたと同時に、自身が経営する養鶏場の仕事も行っていたとしており、他の社員とは異なる勤務形態であったことがうかがえる上、事業主は、「申立人は養鶏場の仕事が多忙であることを理由に退職を希望していたことがあり、その際に、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失手続を行った可能性がある。」と述べている。

また、申立人は、自身の契約内容について、「アルバイト契約であった。」と証言しているところ、申立人と唯一同じ配送の職務を担当し、なおかつアルバイト契約であった同僚は、A社において厚生年金保険の被保険者となっていない。

さらに、A社の社会保険事務担当者であった元事業主の長女は、申立期間当時の記憶が曖昧なことから、申立期間において保険料控除があったことを確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺

事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月1日から27年4月1日まで
私は、大学を卒業する昭和27年3月末まで、A局に勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では、25年11月1日以降の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。同局が組織変更等により管轄が変更された可能性も考えられるが、自分はそれ以前の期間と何ら変わらずに勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B基金から送付された資料及び同僚の証言から、申立人が申立期間のほぼすべての期間において、A局に勤務していたことが認められる。

しかし、B基金の記録により、申立人が、昭和25年11月1日から共済組合員となり、27年2月29日に資格喪失した後、同年5月13日付けで共済組合員に係る退職一時金の請求をしたことが確認できる。これらの事実から、申立人は当該期間においては共済組合に加入しており厚生年金保険の被保険者ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年2月28日から23年2月1日まで
女学校を卒業し、A社に入社した。その後社命により同社C支店から同社代表取締役宅に異動し庶務的な仕事をしていた。さらにその後関連のB社の設立とともに、新会社に移り勤務した。A社C支店とB社の間のA社代表取締役宅に勤務していた期間の厚生年金保険の記録がないのが分かったが、継続して勤めていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「社命により、A社C支店から同社代表取締役宅に異動となり、そう長くない期間、同宅で勤務し、その後B社に勤務した。」と異動の経緯などを具体的に述べていることから、申立人は申立期間にA社代表取締役宅又はB社に勤務していたものと考えられる。

しかし、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日である昭和23年2月1日である。

また、申立人は、A社代表取締役宅には、2、3名の社員がいたとしているが、名前を記憶しておらず、それらの者を特定することができないことから、申立人の勤務実態及び社会保険料控除について証言を得ることができない。

さらに、社会保険事務所の保管するA社C支店及びB社に係る被保険者名簿に記録のある他の同僚は、死亡や所在不明のため、申立期間に係る勤務実態及び保険料控除に関する証言を得ることができない。

このほか、申立人の勤務実態及び社会保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月4日から平成7年5月10日まで
A社に勤務していた当時の給与は、残業代が子供名義で支給されていた。

この残業代付け替えにより標準報酬月額は引き下げられ、結果として受給すべき年金額が引き下げられているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人の所持する給与明細書から、申立人は申立期間当時、A社に勤務していたことは確認できる。

また、A社は申立人の残業に伴う割増賃金を、申立人の子供名義で支給していたことが給与明細書（子供名義）から確認できる。

さらに、申立人の所持している平成4年10月から同年12月までの給与明細書（申立人名義）において控除されている厚生年金保険料は、社会保険庁の記録する申立期間に係る標準報酬月額に基づく保険料と一致する。

一方、申立人の所持する給与明細書（子供名義）からは、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、平成元年1月から同年11月までの給与明細書からも同様のことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額による厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 1 月から 33 年 3 月 1 日まで
② 昭和 33 年 10 月 1 日から 37 年 1 月まで

昭和 31 年 8 月下旬から A 社 B 班で C ダムの現場作業に従事した。当初は日雇いだったと思うが、翌年からは正社員となったと記憶している。社会保険庁の記録にある期間だけではないはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真及び同僚の証言から、申立人が申立期間において、A 社 B 班に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について、A 社の事務代行事業部である D 社に照会したところ、B 班は A 社の下請であったとしており、申立人の勤務実態等は関連資料が無いことから不明としている。

また、3 名の同僚に紹介したところ、B 班は A 社の下請であったこと、一部の幹部の者のみが特別に同社の厚生年金保険に加入していたことを証言しており、申立人についても、記録のある期間だけ特別に厚生年金保険に加入していたと思うとしている。

さらに、E 国民健康保険組合に国民健康保険の加入の有無について照会したところ、申立人については、申立期間当時の関連資料が無く、加入の事実が確認できない旨回答している上、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、事業主により給与から保険料を控除さ

れていた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 20 日から 12 年 12 月 16 日まで
社会保険庁に照会したところ、申立期間についてA社での厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、実際は申立期間についてA社に勤務し、毎月の給与から保険料を控除されていた。

保険料控除を確認できる資料は無いが、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、当時アルバイト従業員として就業し、A社の工場閉鎖により整理解雇されるまでの期間、勤務していたとしているところ、同社の管理職であった者は、同社が事業受託していたB社からの業務が、自社工場に移管となった経緯により、工場閉鎖になったと供述していることから、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該管理職であった者は、「当時、アルバイト従業員については厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している上、申立人は、A社の従業員数について、約 150 名程度在籍していたとしているところ、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録では、おおむね 45 名程度となっていることから、同社に在籍していたすべての者が厚生年金保険の被保険者となっていたわけではないことがうかがえる。

また、申立人は、A社での雇用保険の加入記録は無く、かつ当該期間については、C市の国民健康保険の加入期間となっている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 6 年 6 月 17 日まで
社会保険庁の記録を照会したところ、A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、平成 4 年 10 月 1 日から 6 年 6 月 17 日までの標準報酬月額が同年 9 月 9 日にさかのぼって 53 万円から 9 万 8,000 円に減額されているので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録及び同社の閉鎖登記簿謄本により認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、53 万円と記録されていたが、A社が、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 6 年 6 月 17 日）の後の平成 6 年 9 月 9 日付けで、さかのぼって 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、社会保険に係る事務は、経理担当者に任せており、標準報酬月額の減額訂正に関与していないと述べているが、当時の従業員は、社会保険関係の手続は、申立人と経理担当者が行っていたと証言しており、当該標準報酬月額の減額処理について、経理担当者が、事業主である申立人の同意を得ずに、又は申立人の関与なしに無断で処理を行うことは考え難いことから、申立人は、同社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額訂正に関与したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月6日から36年3月1日まで
私は、昭和32年6月にA社へ入社し、37年3月末日に退社するまで勤務していた。申立期間が厚生年金保険の被保険者となっていないことについて会社側から何ら説明も無く、また給与から保険料は控除されていたので、厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社保管の被保険者台帳の資格喪失記録では、申立人は、昭和33年7月6日に資格喪失し、37年3月26日に再び資格喪失をしていることが確認でき、社会保険事務所が保管している同社の厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

また、A社には、人事記録等の関連資料は既に無く、複数の同僚から聴取したものの、保険料の控除に係る供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿には、記録の訂正等の不自然な点はみられない。

このほか、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料が事業主から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月1日から平成元年4月1日まで
社会保険庁の記録では、私が勤務していたA社の昭和63年8月から平成元年3月までの標準報酬月額が22万円と記録されているが、当時、収入が少なくなり生活に困った記憶は無く、実際の給料の額と相違していると思うので、申立内容について調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る社会保険庁のオンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、申立人がA社（現在は、B社）に在職中の昭和63年9月に、同年8月以降の標準報酬月額を32万円から22万円に変更していることが確認できるが、これについて、同社は、「申立人の退職時の役職及び職種が分からないため正確な事は不明であるが、申立期間当時、満55歳を迎えた直後の3月末又は9月末に役職位を勇退する制度があり、申立人もこの制度により、報酬が減額になった可能性が考えられる。」としている一方、申立人は、「役職には就いていなかったが、退職する半年くらい前から退職準備の研修を受講していたため、従来の業務であった交代勤務は遂行していなかった。」としていることから、諸手当等が支給されず、報酬が減額した可能性も考えられる。

また、B社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人の資格喪失時（平成元年4月1日）の標準報酬月額は、22万円であったことが確認できる。

さらに、雇用保険の支給記録により、申立人のA社における平成元年4月1日離職に係る賃金日額（7,473円）から離職前6か月間の平均報酬月

額を計算すると、1か月当たり22万4,190円となり、申立期間に係る標準報酬月額とほぼ一致する。

加えて、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料を保持しておらず、B社においても、申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は保存期間の経過により廃棄しており、申立人が主張する標準報酬月額に基づく給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間に係る事実を確認できる関係資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月ごろから同年 7 月ごろまで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した昭和 32 年 4 月から同年 7 月までの期間が厚生年金保険被保険者となっていない。保険料控除の事実が確認できる在職中の給与明細書等は持っていないが、当時は同僚と一緒に通勤したり、社員食堂で食事した記憶があり、その同僚の妻が証言もしているため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶及び同僚の妻の証言から、A社に工員として勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に当時の厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、「社史によると、昭和 35 年 1 月以降は、現務員制度を導入し、事務員と工員の区別無く入社と同時に厚生年金保険に加入させることとなったが、それ以前は工員については臨時雇制度があり、入社して数箇月間は、試用期間として厚生年金保険に加入させていなかったことが確認できた。」と回答があった。

また、申立期間当時、A社に勤務していた同僚の工員 10 名に当時の状況を聴取したところ、本人の記憶している入社日から被保険者資格取得日までには、数箇月の期間を要している状況がみられ、その理由について、これらの同僚は「臨時工として入社した最初は試用期間だった。」、「入社してしばらくしてから採用試験があり、合格すると正社員になった。不合格ならその後、年 1 回採用試験が実施されていた。」と証言していることから、同社では入社と同時に厚生年金保険に加入させていな

かったと考えられる。

さらに、社会保険事務所の保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の名前は無い上に、同社が作成した、同社における被保険者を記載した氏名索引リストにも申立人の名前は無い。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。